



行方市の人口

総数	33,963人 (-79)
男	16,958人 (-42)
女	17,005人 (-37)
世帯数	12,987世帯 (-14)
令和2年8月1日現在	
※外国人住民を含む	
()は前月との比較	

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市



市の花 市の木 市の鳥
ヤマユリ イチョウ シラサギ
(山百合) (銀杏) (白鷺)

行方市のうた

(1番)
われを育む 里山は
大地の恵に 満ちあふる
朝日 湖に輝き
夕日 山の端そめる
ああ ふるさと わが希望

(2番)
祭りばやしに 心おどり
風土記の里に 童の声はずむ
谷津田 風にそよぎ 稲穂
黄金に輝く ああ ふるさと
ああ わが 安らぎ

(3番)
古のなごり 受けつぎし
大空 はばたく 子どもの
夢を 育む 学舎は 拡く心の
礎ぞ ああ ふるさと
ああ わが未来 あー



<https://www.youtube.com/watch?v=IVAUma8WqIM>

市役所 開庁時間

平日(月曜～金曜)
午前8時30分
～午後5時15分
※休日窓口業務については、
お問い合わせください。

市民の皆さん、「介護マーク」をご活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護していることが分かりにくい、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解していただくために「介護マーク」を作成し、配付しています。

認知症の方や障害のある方等を介護される際に、このマークをご活用ください。

介護マークは、介護福祉課(玉造庁舎)や地域包括支援センター(旧玉造保健センター)などで配付しています。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

介護福祉課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111



「老人クラブ」の未設置地域はありませんか？

皆さんがお住まいの地域に「老人クラブ」はありますか？

クラブ設置ご希望の方は、行方市老人クラブ連合会にご相談ください。新たにクラブを作って、みんなで健康になりましょう。

【問い合わせ】

行方市老人クラブ連合会(行方市社会福祉協議会 地域社会係)
☎0299-36-2020



10月は土地月間です！ ～土地取引の後には届出を～

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は、企画政策課に届出を行う必要があります。

▶届出の必要な面積

市街化区域 2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上、都市計画区域外の区域 10,000㎡以上

▶届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の設定または譲渡等

▶届出期限 契約締結日を含めて2週間以内

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】企画政策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0111

借金の整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭問題
各種民事・家事事件	不動産・建築	
神栖・鹿島セントラル法律事務所		
問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可		
弁護士 瀧 智英(茨城県弁護士会所属) 鹿島セントラルビル新館5階		
弁護士 谷本 雅晃(茨城県弁護士会所属) 茨城県神栖市大野原4-7-11		

行方市公式ツイッター つぶやき中！



市政情報、イベント情報や緊急情報など、行方市の情報を幅広くつぶやきます。

【問】政策推進室 ☎0299-72-0811

木造住宅の耐震診断士派遣事業を実施します

既存木造住宅の耐震性を確認するための「耐震診断士派遣事業」実施にあたり、事業希望者を募集します。

- ▶ **診断概要** 木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。
- ▶ **対象住宅** 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅（旧耐震基準）で、階数が 2 階以下、延べ床面積が 30㎡以上のもので、併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの
- ▶ **対象者** 「対象住宅」の所有者で、市税および税外収入金を滞納していない方
- ▶ **募集件数** 2 件（先着順。定数に達した時点で締め切り）
- ▶ **調査費用** 無料
- ▶ **申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）に提出
- ▶ **申込期限** 10 月 16 日（金）

！ **注意！** 「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等のあつせんをすることはありません。

【問い合わせ】 都市建設課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111



木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費の一部を補助します

木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

- ▶ **補助金の額** ・耐震改修設計費用の 3 分の 1（限度額 10 万円）
・耐震改修工事費用の 3 分の 1（限度額 30 万円）
- ▶ **補助対象工事** ・耐震改修設計および耐震改修工事
・市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。
- ▶ **対象住宅** ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で、階数が 2 階以下、延べ床面積が 30㎡以上のもので、併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの
・一般耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計および耐震改修工事を実施することで上部構造評点（建物の地震に対する強さを表す数値）が 0.3 以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が 1.0 以上となること
- ▶ **対象者** ・「対象住宅」の所有者で、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方
・市税および税外収入金を滞納していない方
- ▶ **募集件数** 耐震改修設計・耐震改修工事ともに各 1 件（先着順。定数に達した時点で締切）
- ▶ **申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）に提出
- ▶ **申込期限** 11 月 2 日（月）

【問い合わせ】 都市建設課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111